

旭川医科大学病院

令和4年度第2回医療安全監査報告書

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、旭川医科大学病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等からの説明及び聴取、資料閲覧の方法により報告を求めることにより、監査を実施した。

2. 監査の実施日

令和5年3月16日（火） 16時00分～17時02分

3. 監査の内容及び結果

(1) インシデントの概要について（令和5年2月分）

コロナ禍における、要介護の高齢者入院患者の増加や人員不足にも関わらず、インシデント・アクシデントの増加がごくわずかであり、原因究明もされていることは評価すべきで、職員の職務上の安全意識が維持される環境が保たれていると考えられる。人員不足により発生する課題をインシデント削減に向けて活かしていくことを期待する。

(2) 旭川医科大学病院におけるアクシデント事例について

ルールに基づき公表されたアクシデント事例にかかる調査及び報告を通じて教訓が得られ、医療安全管理のために必要な機能の明確化も図られる等、患者にとって安全な医療を提供するための仕組み作りに積極的な姿勢が感じられる。これらの報告は他の医療機関にとっても有益であるとともに患者利益につながっている。

(3) 重点審議報告について

インシデントレポートの分析を通じて、個人の注意や心がけというレベルから確実にヒューマンエラーを減らす「仕組み」へと進化する道筋ができつつあると感じられる。医療安全管理部とインシデントの発生診療科が共同で現地調査や文献検索、発表、その他を行うことにより、診療科への強力なフィードバックにつながると考える。大学ならではの大変すばらしい取り組みであり、高く評価する。

4. 総括

旭川医科大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施し、適正な管理がなされていたと認める。

患者にとって安全な医療を提供するための仕組み作りにも積極的な姿勢が感じられ、旭川医大病院の真摯な取り組みがうかがえた。今後も大学として、安全を最大限担保可能な体制のもと、最先端医療のさらなる推進を強く希望する。

令和5年3月31日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会

委員長 斉藤 裕輔